

広島県告示第三百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

区分	実施の目的	実施する域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査注射の別及びその方法
ヨーネ病	高病原性鳥インフルエンザ	馬伝染性貧血	結核病及びブルセラ病	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
ため	ヨーネ病撲滅のため	高病原性鳥インフルエンザ発生	馬伝染性貧血撲滅のため		一 平成二年四月一日から平成二年三月三一日まで 1 臨床検査 2 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法 3 ブルセラ病検査 4 急速凝集反応 5 試験管凝集反応 6 補体結合反応
県下全域	県下全域	県下全域	四 その他必要と認められるもの		
ヨーネ病	高病原性鳥インフルエンザ	馬伝染性貧血	実施する区域内で飼育されている競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬及び乗用馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	実施する区域内で飼育されている競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
ため	ヨーネ病撲滅のため	高病原性鳥インフルエンザ発生	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 ウイルス分離臨床検査 2 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応） 3 ヨーニン検査 4 酵素免疫測定法（エライザ法） 5 補体結合反応

牛流行熱	炭疽	牛伝染性鼻気管炎	腐そ病	家きんサルモネラ感染症	牛海綿状脳症の摘発及び清浄性の確認のため	牛海綿状脳症	
牛流行熱のため	炭疽の発生予防のため	牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため	腐そ病撲滅のため	家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の撲滅のため	県下全域	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項で届出のあつた満二十四か月齢以上の死体。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。	二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後六か月以上の雄牛 三 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛 四 その他必要と認められるもの
県下全域	県下全域	社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会が自主的防疫措置により実施する区域を除く。)	県下全域	県下全域	一 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項で届出のあつた満二十四か月齢以上の死体。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。 二 その他、検査を必要と認める死体	実施する区域内で飼育されている種鶏	六 予備的抗体検出法(以下「スクリーニング法」という。) 七 酵素抗体法(エライザ法)
家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	筋肉内注射	筋肉内注射	一 肉眼的検査 二 細菌学的検査	急速凝集反応検査	同右	
同右	同右					同右	

流行性脳炎	豚繁殖・呼吸障害症候群	豚流行性下痢	牛白血病	豚伝達性海綿状脳症(めん羊、山羊)	豚コレラ	ウエストナイルウイルス感染症のため
流行性脳炎の発生予察のため	豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため	豚流行性下痢の発生予察のため	牛白血病の撲滅のため	牛白血病の撲滅のため	豚コレラの清浄性確認のため	ウエストナイルウイルス感染症のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するものの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されているめん羊、山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
家畜保健衛生所長の指定するもの	家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	同右	同右	同右	同右
一 血清学的検査	二 PCR検査	寒天ゲル内沈降反応検査	酵素抗体法(エライザ法)	一 中和試験 二 酵素免疫測定法(エライザ法)	PCR検査	血清学的検査